

# マージン率等の情報提供について

① 令和8年6月1日付け 派遣労働者数

2人

② 令和7年9月30日付け 派遣先事業所数（実数）

2事業所

③ 令和6年10月1日～令和7年9月30日 労働者派遣に関する料金の額の平均額

32,695 円（ 8 時間 全業務平均 ）

④ 令和6年10月1日～令和7年9月30日 派遣労働者の賃金の額の平均額

24,910 円（ 8 時間 全業務平均 ）

⑤ 令和6年10月1日～令和7年9月30日 マージン率

23.8%

マージン率 = 
$$\frac{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの賃金の額の} \\ \text{平均額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率（%）表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。  
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。  
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくなることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（電気設備設計業務・施工管理業務に従事する従業員）  
当該労使協定の有効期間の終期（令和9年3月31日）

☐ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容（注）キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

| 訓練種別                  | 対象者となる派遣労働者<br>雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法<br>OJT・OFF-J | 訓練費用負担額<br>無償・有償 | 賃金支給<br>有給・無給 |
|-----------------------|------------------------------|-------------------|------------------|---------------|
| 入職時訓練<br>職場のルールとマナー   | 雇入時                          | OFF-J             | 無償               | 有給            |
| 入職時訓練<br>業務の基礎        | 雇入時                          | OJT・OFF-J         | 無償               | 有給            |
| 職能別訓練<br>施工図の見方・書き方・見 | 派遣中                          | OJT               | 無償               | 有給            |
| 職能別訓練<br>パソコン能力研修     | 派遣中                          | OJT               | 無償               | 有給            |
| 職能別訓練<br>職種に応じた資格取得支援 | 派遣中                          | OJT・OFF-J         | 無償               | 有給            |
| 階層別訓練<br>組織運営・経営参画    | 派遣中                          | OJT・OFF-J         | 無償               | 有給            |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 片岡俊晴 電話番号06-6675-5486

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

制服の貸与【有】・パソコン、CAD等機器の貸与【有】

事業所名 株式会社片岡電設  
許可番号 派27-303684